

貸暗号資産プレミアムサービス約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様との間で行う個別の貸暗号資産プレミアムサービスに関して、当社とお客様との間において締結される個別契約に共通して適用されるものとしします。
- 2 本約款、「貸暗号資産プレミアムの重要事項説明書」及び個別契約（以下「本約款等」と総称します。）に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとしします。また、本約款と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとしします。

第2条（定義）

本約款における用語は、GMOコインサービス基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとしします。

（1）対象暗号資産

貸暗号資産プレミアムサービスの対象となる暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。

（2）貸暗号資産プレミアムサービス

お客様が、当社に対象暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する消費貸借取引であって、円転特約が付されたものをいいます。

（3）円転特約

判定レートが特約レートを超過している場合に、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産を返還する代わりに、対象暗号資産を特約レートで買い取る特約をいいます。

（4）募集要項

個別の貸暗号資産プレミアムサービスにかかる条件を定めた要項をいいます。

（5）個別契約

個別の貸暗号資産プレミアムサービスに関して、本約款及び募集要項並びにお申し込み内容に基づいて当社とお客様との間において締結される契約をいいます。

（6）貸借期間

取引開始日から取引決済日までの期間をいいます。

（7）取引開始日

貸借期間の開始日として、個別契約において定める日をいいます。

（8）実行時点

取引開始日における、当社が別途指定する時点をいいます。

（9）特約レート

募集要項において定める対象暗号資産の価格をいいます。

（10）判定日

募集要項において定める、対象暗号資産の価格が特約レートを超過しているか否かの判定を実施する日をいいます。

（11）判定レート

募集要項において定める、判定日の一定の時点における対象暗号資産の価格をいいます。

(12) 取引決済日

貸借期間の終了日として、個別契約において定める日をいいます。

(13) 証拠金

貸暗号資産プレミアムサービスの契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。

(14) 貸借数量

当社がお客様から借り入れる対象暗号資産の数量として、個別契約において定める数量をいいます。

(15) 特約権料率

特約権料の算定に用いる料率で、個別契約において定める率をいいます。

(16) 特約権料

貸暗号資産プレミアムサービスに関して当社がお客様に対して支払う貸暗号資産プレミアムサービスの対価で、下記の計算式によって計算されるものをいいます。なお、後落としによる片端及び1年を365日とした日割り計算として、除算は最後に行い、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。なお、特約権料の計算は平年、うるう年に関係なく下記の計算式によって計算されます。

【特約権料計算式】

$$\text{特約権料} = (\text{貸借数量} \times \text{貸借期間 (日)} \times \text{特約権料率}) \div 365$$

(17) 解約手数料

お客様が第11条第1項又は第12条第2項に基づいて個別契約を解約する場合に当社に対して手数料として支払う暗号資産(対象暗号資産と同種、同等の暗号資産に限ります。)であって、解約日から取引決済日までの貸暗号資産プレミアムサービスに内包されたデリバティブの再構築額及びそれに伴う費用に相当する数量として、当社所定の計算により算出した数量のものをいいます。

第3条 (自己責任の原則)

お客様は、貸暗号資産プレミアムサービスに関し、本約款等及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、貸暗号資産プレミアムサービスの仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において貸暗号資産プレミアムサービスを行うものとします。

第4条 (申込み)

- 1 当社は、当社ウェブサイト上において募集要項を公表した上で、個別契約の締結を希望するお客様からの申込みを受け付けます。
- 2 お客様は、個別契約の締結を希望する場合、本約款等をよく読みこれらに同意した上で、当社の定める方法で申し込むものとします。
- 3 当社は、先着順、又は抽選の方法により、個別契約締結の申込みを受け付ける場合があります。なお、抽選の方法による場合で抽選を公平に執行することができない事由があると当社が判断した場合、又は第6項各号に定める事情が発生した場合には、事前に予告することなく、申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。
- 4 当社は、申込み(抽選に当選されたお客様からの申込みを含みます。)について審査を行うことがあります。当社は第3項に定める抽選の内容及び抽選結果、審査の内容、結果、申込みをお断わりした理由その

他申込みの受付及び審査に関する内容をお客様に通知し、又は開示する義務を負いません。

- 5 当社は、申込みを承諾する場合は、その旨をお客様に対して通知します。当該通知をお客様が受領された時点で個別契約が成立します。
- 6 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みの取消し、又は申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。
 - (1) 当社が対象暗号資産の取引を中止した場合
 - (2) 対象暗号資産と同一の暗号資産、貸借数量の暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合
 - (3) 対象暗号資産の取引価格が著しく変動した場合
 - (4) お客様の保護のために必要であると当社が判断した場合
 - (5) 前各号のほか当社が貸暗号資産プレミアムサービスを行うことが不相当であると判断した場合

第5条（貸暗号資産プレミアムサービスの実行及び返還）

- 1 お客様が当社に貸し付ける対象暗号資産、特約権料その他暗号資産取引に関する対象暗号資産及び金銭の授受は、全てお客様が当社において開設したお客様専用の口座（以下「お客様口座」といいます。）と当社の口座との間において行うものとしします。
- 2 お客様は、取引開始日の前日又は当社が別途指定する日までに、「GMOコインサービス基本約款」に従ってお客様口座を開設した上で個別契約に定める貸借数量分以上の対象暗号資産を送付しておくものとしします。
- 3 当社は、実行時点において、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産をお客様口座から当社の口座に送付する方法により貸暗号資産プレミアムサービスを実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとしします。なお、実行時点におけるお客様口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合は、貸暗号資産プレミアムサービスは実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとしします。
- 4 判定レートが特約レート以下であるため当社が円転特約を行使しない場合、当社は、取引決済日において、お客様から借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産をお客様口座に送付する方法で返還します。
- 5 判定レートが特約レートを超過している場合、当社は円転特約を行使し、取引決済日において、お客様から借り入れた対象暗号資産の数量に特約レートを乗じて得られる金額をお客様口座に反映する方法により支払います。なお、この場合、対象暗号資産の返還は行われません。
- 6 お客様は、個別契約の存続中、当社に貸し付けた対象暗号資産を売却又は送付することはできません。

第6条（証拠金）

- 1 お客様（ただし、個人のお客様に限ります。以下この条において同じ。）は、貸暗号資産プレミアムサービスの申込みをする場合、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金を日本円で当社に預託するものとし、当社は、証拠金を取引開始日においてお客様口座から引き落とす方法により、証拠金の預託を受け付けるものとしします。なお、実行時点におけるお客様口座の金銭の残高が当社所定の額に満たない場合は、貸暗号資産プレミアムサービスは実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとしします。
- 2 当社は、取引決済日において、預託を受けた証拠金と同額の日本円をお客様口座に反映する方法により、お客様に対して証拠金を返還するものとしします。

第7条（特約権料）

- 1 当社は、取引決済日に一括して特約権料を支払います。特約権料は、当社が借り入れた対象暗号資産と同種、同等の暗号資産により、お客様口座に送付する方法で支払います。
- 2 特約権料率は、募集の都度、募集要項において定めるものとします。

第8条（同意事項）

お客様は、貸暗号資産プレミアムサービスに関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。

- (1) 貸暗号資産プレミアムサービスは預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと。
- (2) 貸暗号資産プレミアムサービスに関して、当社が担保を差し入れないこと。
- (3) 貸暗号資産プレミアムサービスは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく暗号資産交換業に該当するものではなく、お客様が当社に対して貸し付ける暗号資産は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと。
- (4) 貸暗号資産プレミアムサービスは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条22項3号に定める店頭デリバティブ取引に該当するものであり、そのため個人のお客様にあつては証拠金の預託が必要であること。
- (5) お客様は、お客様が当社に対して貸し付けた暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと。
- (6) 当社が破綻した場合は、お客様が当社に対して貸し付けた暗号資産が返還されない場合があること。
- (7) 取引開始日と取引決済日における対象暗号資産の取引価格が下落した場合においても、当社の義務は、本約款等に従って借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還すること及び特約権料を支払うことに限られ、対象暗号資産の価格下落に伴うリスクはお客様が負担すること。
- (8) 当社が円転特約を行使した場合、お客様は当社に対して特約レートで対象暗号資産を売却することとなるため、お客様は特約レートを超える価格上昇による利益を享受することはできないこと。
- (9) 貸暗号資産プレミアムサービスに関して、名目の如何を問わず、特約権料及び対象暗号資産の売却代金（当社が円転特約を行使した場合に限る。）とは別に、当該取引の対価として当社がお客様に対して支払う金銭は発生しないこと。

第9条（貸出条件の変更）

- 1 当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、貸出条件（特約権料率を含みます。）を変更することができるものとします。
- 2 前項に定める取り扱いに従い貸出条件を変更したことによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（ハードフォーク等）

- 1 貸借期間中において、対象暗号資産についてハードフォークが行われた場合でも、当社は対象暗号資産の追加借入れ、返還その他の義務を負いません。
- 2 貸借期間中において、当社が対象暗号資産の取引を中止した場合、対象暗号資産と同一の暗号資産、貸借数量の暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合、当社は、借り入れた対象暗号資産

の返還及び当該対象暗号資産による特約権料の支払とともに、又は借り入れた対象暗号資産の返還及び当該対象暗号資産による特約権料の支払に代えて、借り入れた対象暗号資産にかかる取引決済日における対象暗号資産の当社の取引価格により円換算した額をお客様に支払うことができるものとします。この場合、日本円で支払うことにより、当社のお客様に対する対象暗号資産の返還義務及び特約権料の支払義務は消滅します。

3 前二項に定める取り扱いによりお客様に生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

第11条（お客様による解約）

- 1 お客様は、原則として、個別契約を解約することができないものとします。ただし、当社がやむを得ないものと認める場合には、お客様は、当社に対して判定日の3営業日前（土日祝日及び年末年始は除く）の6時までに通知し、かつ解約手数料を支払った上で個別契約を解約できるものとします。
- 2 前項に従ってお客様が個別契約を解約した場合、円転特約は失効するとともに、当社は、当社が解約のお申し出を受け付けた日から3営業日後（土日祝日及び年末年始は除く）までに、お客様から借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産及び預託された証拠金がある場合は当該証拠金と同額の日本円をお客様口座に送付、反映する方法で対象暗号資産及び証拠金を返還します。この場合、当社は、特約権料を支払いません。
- 3 第1項に定める解約手数料は、前項に従って当社がお客様に返還する暗号資産から控除する方法で支払うものとします。ただし、第1項に定める解約手数料がお客様に返還する暗号資産の数量を超える場合であって、前項に従って当社がお客様に返還する証拠金が存在するときは、当該を超える部分の数量に相当する金額を当該証拠金から控除する方法で支払うものとします。

第12条（債務不履行等による解除）

- 1 当社は、お客様がGMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項各号に定める事由に該当した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、直ちに本約款等に基づく貸暗号資産プレミアムサービスを中止し、また個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 2 前項に基づき貸暗号資産プレミアムサービスを中止し、また個別契約の全部又は一部を解除した場合における解約手数料の支払い、円転特約の取扱い、お客様から借り入れた暗号資産及びお客様から預託を受けた証拠金の返還については、前条の定めによるものとします。
- 3 GMOコインサービス基本約款第22条（取引の規制・解約等）第2項乃至第4項、及び前条第2項（但し、解除日を取引決済日として取り扱います。）の各規定は、貸暗号資産プレミアムサービスに準用します。

附則

2022年 9月14日 制定

2023年 3月 1日 改定